○開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）（平成14年６月金融庁総務企画局）

改　正　後	改　正　前
（秘密事項の非縦覧申請） ３－４　開示用電子情報処理組織を使用して法第25条第４項及び第25条の２第２項の規定による申請を行う場合には、あらかじめ財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、「秘密事項非縦覧申請書記載事項」、「当該申請に係る開示書類等の記載事項」及び「当該申請に係る開示書類等の記載事項（秘密事項非縦覧対象事項を除いたもの）」を操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。	（秘密事項の非縦覧申請） ３－４　開示用電子情報処理組織を使用して法第25条第４項の規定による申請を行う場合には、あらかじめ財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、「秘密事項非縦覧申請書記載事項」、「当該申請に係る開示書類等の記載事項」及び「当該申請に係る開示書類等の記載事項（秘密事項非縦覧対象事項を除いたもの）」を操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。
［削る。］	（親子会社） ４－２　開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行った場合又は磁気ディスクの提出により電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行った場合において、政令第29条の３の規定における「公衆の縦覧に供された」時点とは、開示用電子情報処理組織に記録された時点（縦覧に供される状態で記録された場合に限る。）をいうことに留意する。ただし、政令第29条の３に規定する親会社に係る記載部分が非縦覧対象である場合には、開示用電子情報処理組織に記録された時点をもって「公衆の縦覧に供された」ことにはならないことに留意する。
（大量保有報告書の非縦覧事項） ４－２　法第27条の28第３項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第36号）第一号様式「第２　提出者に関する事項」中「１　提出者（大量保有者）／１」の「(7)　保有株券等の取得資金」の「③　借入先の名称等」）を記載した大量保有報告書（法第27条の23第１項及び第27条の26第１項の規定による大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第１項及び第27条の26第２項の規定による変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書（以下４－２において「大量保有報告書等」という。）を提出する場合（開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合を除く。）には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。	（大量保有報告書の非縦覧事項） ４－３　法第27条の28第３項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされる事項（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第36号）第一号様式「第２　提出者に関する事項」中「１　提出者（大量保有者）／１」の「(7)　保有株券等の取得資金」の「③　借入先の名称等」）を記載した大量保有報告書（法第27条の23第１項及び第27条の26第１項の規定による大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第１項及び第27条の26第２項の規定による変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書（以下４－３において「大量保有報告書等」という。）を提出する場合（開示用電子情報処理組織を使用しないで提出する場合を除く。）には、あらかじめ当該大量保有報告書等を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長に連絡した上で、操作説明書に規定する手順に従い入力するものとする。